

(健Ⅱ550F)

令和3年3月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

高齢者向けの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のための
ワクチンの出荷（4月5日の週から4月19日の週）について

今般、高齢者向けの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの配分等について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

同ワクチンの出荷については、4月5日の週に全国で100箱（各都道府県2箱ずつ、東京・神奈川・大阪は4箱）、4月12日と4月19日のそれぞれの週に全国で500箱（各都道府県10箱ずつ、東京・神奈川・大阪は20箱）と、段階的に出荷されることとしています。なお、4月29日の週には全市町村に1箱ずつ配送する予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

健健発0301第1号
令和3年3月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

高齢者向けの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの出荷
（4月5日の週から4月19日の週）について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。改訂後のものを含む。）等により実施体制の整備について準備いただいているところですが、高齢者への接種に用いる新型コロナワクチンの出荷について、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1. 4月5日の週から4月19日の週における出荷の考え方

(1) 4月5日の週から4月19日の週においては、医療従事者等への接種のための出荷量を確保しつつ出荷することとなるため、(2)のとおり、高齢者への接種に用いる新型コロナワクチンは数量を限定して段階的に出荷することとする。

このため、各都道府県において接種が実施される場所は限定的となるが、この期間においても、ワクチンの発注や接種実績の登録等をワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を用いて行うことで、各種機能の動作確認等に資することが期待される。

(2) 4月5日の週から4月19日の週においては、ファイザー社のワクチン（商品名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2））について、以下のスケジュールで出荷すること。

①第1クール

出荷時期：令和3年4月5日の週

出荷箱数：全国で100箱とし、各都道府県2箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は4箱ずつ）とする。なお、2回接種分をまとめて出荷するものであり、1回目接種分として各都道府県1箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は2箱ずつ）、2回目接種分としてこれと同数を出荷する、という趣旨であることに留意すること。

②第2クール

出荷時期：令和3年4月12日の週

出荷箱数：全国で500箱とし、各都道府県10箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は20箱ずつ）とする。なお、第1クールと同様、2回接種分をまとめて出荷する趣旨であることに留意すること。

③第3クール

出荷時期：令和3年4月19日の週

出荷箱数：全国で500箱とし、各都道府県10箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は20箱ずつ）とする。なお、第1クール、第2クールと同様、2回接種分をまとめて出荷する趣旨であることに留意すること。

なお、4月26日の週には全市町村に一箱ずつ配送する予定である。

(3) 各都道府県におかれては、(2) のとおり出荷するワクチンを用いて接種を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びワクチンの配送先となる当該市町村内の実施医療機関を選定し、2. のとおり厚生労働省健康局健康課予防接種室まで登録すること。

なお、選定に当たっては、以下の点を考慮いただきたいこと。

- ①市町村及び実施医療機関の双方が、V－S Y Sへの入力や予約の受付等を行うのに十分な人的体制を確保できていること。
- ②当該時期までに、対象となる高齢者に対して市町村から接種券を送付する予定であること（年齢等で区切って順に接種券を送付する場合は、4月5日の週から4月19日の週に出荷されるワクチンを用いて4月12日以降に行う接種（以下「本期間における接種」という。）の対象者は接種券を送付済みのグループとすること。なお、出荷するワクチン量が少ないことから、市町村内で例えば一部の地域の住民などに対象者を限定して当該時期に接種券を発送することも差し支えない。）。
- ③実施する医療機関が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する集合契約に参加していること。

2. 配送先医療機関の登録

(1) 第1クール（4月5日の週）の出荷分については、都道府県ごとにお送りする様式により、当該出荷分を受け入れる市町村を決めた上で、1（2）①の箱数を配送すべき医療機関（基本型接種施設に限る。）を選び、当該医療機関の管轄市町村名

（※）及び配送箱数を記入して、都道府県ごとにとりまとめて3月11日18時まで（必着・厳守）に厚生労働省予防接種室に登録すること。なお、当該報告様式には各都道府県の保険医療機関を掲載しており、配送先が保険医療機関以外の基本型接種施設である等の理由で当該施設が記載されていない場合は、報告様式に当該基本型接種施設の情報と当該施設への配送個数を記入すること。

また、第2クール（4月12日の週）の出荷分、第3クール（4月19日の週）の出荷分の配送先、配送先ごとの配送箱数の登録方法については、おって連絡する。

（※）V-SYSにおいて当該医療機関へのワクチン分配量を登録する市町村名

(2) 2回接種分をまとめて出荷するため、ワクチンを3週間以上保存する必要がある。このため、配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置されている場所とすること。なお、温度・使用までの期間等の条件を満たしながら、当該配送先から、その他の実施医療機関（サテライト型接種施設に限る。）まで以下のとおり移送することは差し支えない。

移送条件等	移送後の保管等の条件
<p>●保冷バッグを用いて2℃から8℃の冷蔵で移送</p> <ul style="list-style-type: none"> 移送時間は3時間以内とすること。 途中で保冷バッグを開けてはならないこと。 移送中に揺らさないように注意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫で2℃から8℃で保管すること。 ディープフリーザーから出した時点から5日以内に接種を完了すること。 <p>※冷凍で移送された場合も、冷蔵で移送された場合と保管方法や保管できる期間は同じ。</p>
<p>●冷凍庫を用いてマイナス60℃からマイナス10℃で移送</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁であること。 ディープフリーザーから取り出した後は、速やかに移送用の冷凍庫に移すこと。一度解凍したワクチンは冷凍で移送してはならないこと。 移送時間は3時間を超えることも可能だが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中とすること。 	
<p>●基本型接種施設で必要数量をディープフリーザーに格納した後、配送に使われた保冷ボックス等を用いてマイナス90℃からマイナス60℃で移送</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本型接種施設では3分以内に作業を完了すること。また、配送箱の開閉は1日2回までとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ディープフリーザーでマイナス90℃からマイナス60℃で保管すること。 ワクチンの有効期限まで保管可能である（ワクチンの製造年月日によるが、最大数ヶ月の

<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型接種施設で残りの全てのワクチンをデュープフリーザーに格納した後、保冷ボックスを基本型接種施設に移送すること。 	<p>保管が可能である) こと。</p>
---	----------------------

3. V-SYSへの登録状況の確認

(1) 高齢者への接種に用いる新型コロナウイルスについてはV-SYSを用いて発注(希望量の登録)、分配、配送準備、接種実績の登録等を行うこととなる。

また、本通知による配分については、2(1)で医療機関名等をあらかじめ集約するが、V-SYSを用いる実経験を展開することを目的としていることから、その後の配分と同様にV-SYSを通じた手続きや、毎日の接種実績の登録を実際に行うこととする。

このため、接種を実施する医療機関等について、以下の点を確認すること。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する集合契約に参加していること

(市町村が運営する会場において、当該市町村の住民以外の者には接種しない場合を除く)

- ・V-SYSへの初期登録が済んでいること

(2) 2.(2)の条件を遵守してワクチンを移送し、接種することは差し支えないが、その場合、配送先となる基本型接種施設だけでなく、移送先のサテライト型接種施設も集合契約に参加しており、V-SYSへの初期登録を済ませる必要があること。なお、サテライト型接種施設は、V-SYSにおいて、接種医師などの基本情報とともに、1か所の「提携する基本型接種施設」を登録する必要があるため、設定漏れがないよう注意すること。また、接種開始後は、サテライト型接種施設においても、毎日の接種実績の登録を行う必要があることに留意すること。

※ V-SYSのID/パスワード設定については、先行接種を行う医療機関、医療従事者向けの優先接種を行う医療機関等、高齢者向け優先接種を行う医療機関等の順で進めている。

高齢者向け優先接種を行う医療機関等に対しては、3月中旬以降、順次、V-SYSのID/パスワード設定の手続きを行う予定であり、現時点でV-SYSへの初期登録が済んでいなくても差し支えない。

なお、以下の通り、V-SYSのID/パスワード設定用のサポートデスクを3月1日から設けているところ、メールアドレスや医療機関コード等の情報をより正確に把握できるよう、できる限りメールでの御相談をお願いしたい。

V-SYSのID/パスワード設定用のサポートデスク

メール：id-support@vsys.jp.nec.com

電話(平日 8:30~19:00) 050-3612-8330

4. 接種券の送付

(1) 本期間における接種を行う市町村においては、市町村ごとに想定する本期間における接種の対象者への接種券の送付を、接種の時期に先立って実施すること。

(2) その他の市町村の高齢者及び本期間における接種を行う市町村の本期間における接種の対象者以外の高齢者への接種券の送付については、現時点では、標準的には4月23日頃までに、接種開始時期にできる限り近い時期に対象者に届けられることを想定するものであること。

また、市町村において段階的に送付することも可能であるが、他市町村内に入所・入院する者への接種券の発送時期が大きく異なることによって接種に支障をきたすことがないよう留意する必要があること。

(参考) 令和3年2月24日記者会見における河野大臣発言概要(抄)

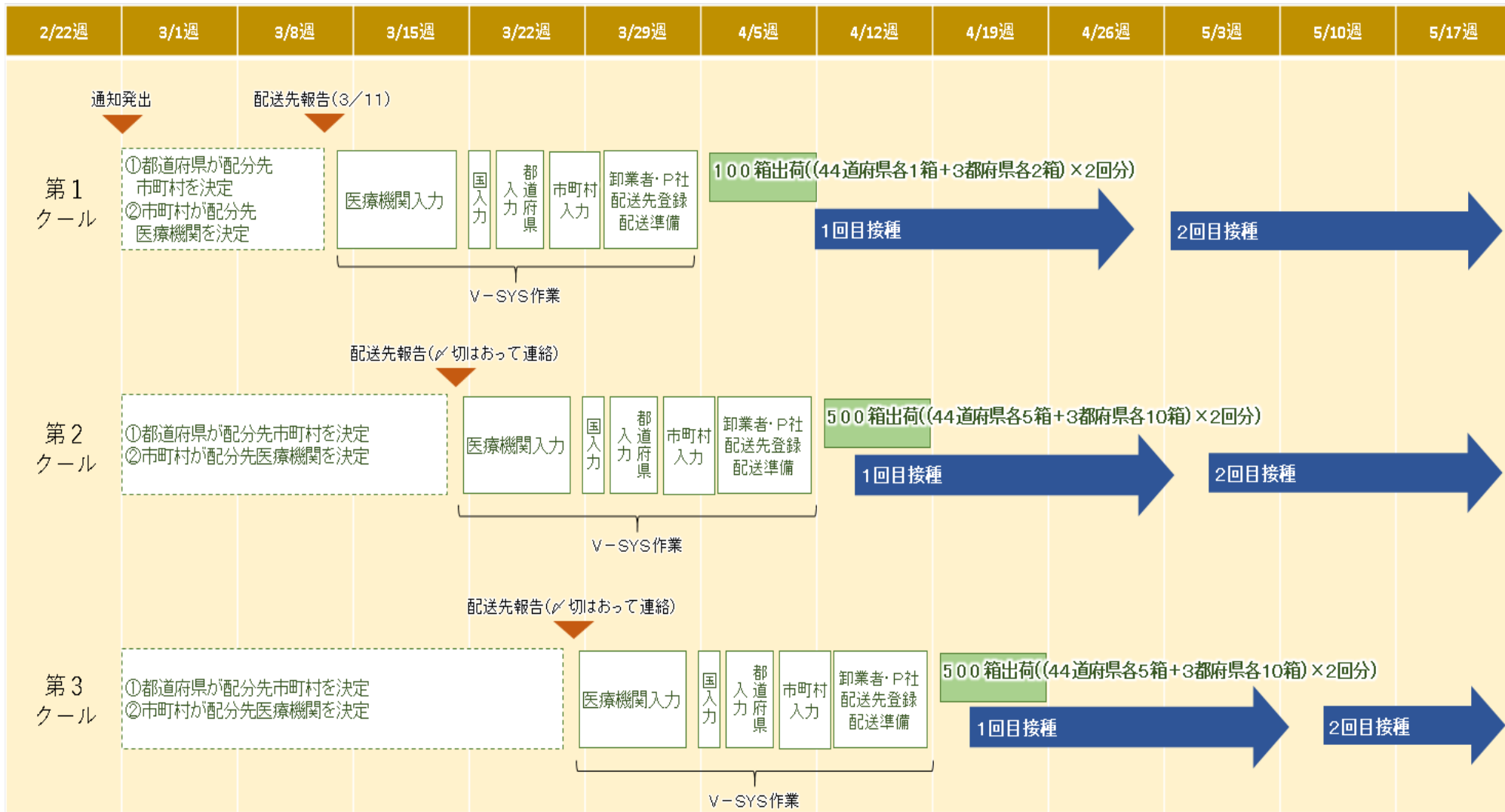
- 医療従事者の優先接種分のワクチンの配送スケジュールをお伝えする。
3月1日の週と8日の週、合わせて1,000箱のワクチンを第1回分の接種分として配送するということはお伝えしたが、その3週間後、3月22日の週から、最初の1,000箱の第2回目分として同じく1,000箱を配送する。
さらに、それに追加して、3月22日の週から新たに400箱を追加、これは新たな1回目分ということで400箱を配送する。
以後3週間ごとにワクチンの配送をしながら、少しずつ3週間前の1回目に対応する2回目と同じ量を出しながら、更にそこに追加できる分を追加して送っていきたいと思っている。
- 当初想定をしておりました370万人については、4月中に少なくとも370万人の1回目分はお届けできる見込みである。
当然、2回接種ができる方も相当数いらっしゃると思うが、少なくとも最初に想定していた370万人全員の1回分は終わる量を4月中にお届けすることができると思っている。
- 高齢者の優先接種分のワクチン供給については、先日の会見でお伝えしたとおり、高齢者のワクチンは、4月12日から優先接種を始めていただく、そして徐々に拡大していく予定と申し上げている。
ファイザー社との交渉の結果、数量を明示するスケジュールは明示できないが、6月末までに65歳以上の高齢者全員に2回接種する分のワクチンを自治体に配送完了できるようなスケジュールで、供給を受けるということになる予定である。
- 先ほどから申し上げている数量は、EUの承認がとれるということが大前提で、第3便、3月1日到着の450箱まではEUの承認が取れているが、それ以降はEUの承認が取れるという前提である。
- 高齢者の接種については、6月いっぱい自治体に供給を完了することができる、自治体に配送することができる、そういうスケジュールでファイザー社から供給を受けるということが大枠の合意である。もちろん自治体の接種のスケジュールに合わせて国の方で在庫を持っているということもあり得、前提としてEUの承認が必要になるということは変わらない。

以上

※なお、正確な発言内容については、内閣府ホームページ(記者会見要旨)をご覧ください。

https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/index.html

4月5日の週～4月19日の週におけるワクチン出荷について



※ 4月26日の週には、全市町村に一箱ずつ配送する予定